

○文部科学省告示第二十九号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十五条（同令第七十九条及び第一百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十五条（同令第一百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第一百三十二条の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を次のように定める。

なお、学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年文部科学省告示第五十六号）は廃止する。

平成二十年三月二十八日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると認めて、研究開発を行う学校として当該小学校等を指定する場合とする。

この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

一 小学校 学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定

二 中学校 学校教育法施行規則第七十二条、第七十三条（同令第二十六条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第一百七十七条において準用する同令第一百七条、同令第七十五条第二項に規定する連携型中学校にあつては同令第七十六条）又は第七十四条の規定

三 高等学校 学校教育法施行規則第八十三条又は第八十四条の規定

四 中等教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第一百七条又は第八十条第一項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第八十条第二項において準用する同令第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定

五 特別支援学校 学校教育法施行規則第二百二十六条から第二百二十九条までの規定

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。